

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名： 上三川町地域公共交通会議  
 評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
関東交通株式会社	上三川町デマンド交通	<p>新規利用者の獲得について、アンケート結果等から利用までの理解や登録から利用までの流れの理解がハードルとなっており、周知をすすめることが効果的ではないかと検証し、デマンド交通かみたん号を紹介する動画を作成した。予約から乗車流れを映像により疑似体験することで、初めての登録利用に至るまでの抵抗感を軽減し、利用の促進を図った。</p> <p>ターゲットを明確にした利用促進施策については、午後5時便の試行運行を開始し、子どもとの塾通いの移動手段としての利用を促進した。</p> <p>等イベントで出張窓口を設け、お友達同士でのお出かけやお友達のうちへの足としても使えることをPRした。</p>	<p>A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された</p> <p>B 事業が計画に位置付けていない点があつた 【未達成項目】 計画：1日あたり75人分の移動手段を確保する。 実績：1日あたり63.8人</p>	<p>事業が計画に位置付けられなかった点があつた 【未達成項目】 計画：1日あたり75人分の移動手段を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よりたくさんの乗合いを発生させ効率よく運行するためには、「寄り道をしながら目的地へ送り届ける交通機関である」とことを改めてPRする。</li> <li>・午前の時間帯が混雑し予約のお断りが発生している反面、午後の利用が少なく運行効率が悪くなっているため、午後の利用に誘導できるような啓発を行う。</li> <li>・コミュニケーションセンターのイベント等各地域における出張相談・申請窓口を設けるとともに、デマンド交通紹介動画を用いたPRを行う。</li> </ul>



## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	上三川町地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目的・必要性 (事業実施の目的・必要性)	マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、高齢者等の中には、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている町民も存在する。今後、高齢者社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、公共交通の充実を求める町民ニーズへ対応するための取組みが求められている。このようなか、利用者が低迷していった定時定路線の町の巡回バスを平成25年2月末で終了し、3月からは、より町の実態に即した長期的で持続可能な地域公共交通としてデマンド交通の運行を実施している。

# 令和元年度 上三川町地域公共交通会議 (栃木県上三川町) (地域内ファイーダー系統確保維持事業)

## 地域の公共交通等の現況

本町は、下野市と隣接する行政界西側にJR石橋駅が近接する。また、民間会社の路線バスが5路線存在する。高齢化率は県下で最も低いが(21.63% 栃木県平成30(2018)年度版ふるさどウォッチング)、急速な少子高齢化の進展や人口の減少、マイカーの利用を前提とした生活スタイルの定着等により、公共交通の利用は減少傾向にあり、その維持継続が困難な状況が生じている。

## 経形成長面の目指す概要／地域公共交通に関する施策・取組の概要

- 「生活の足」として利用しやすい公共交通網を構築する。
- 観光振興と一体となった観光交通の充実を目指す。
- だれでも安心して利用できる公共交通の利用促進を図る。

## 交通施策として実施した事業の全体像の概要

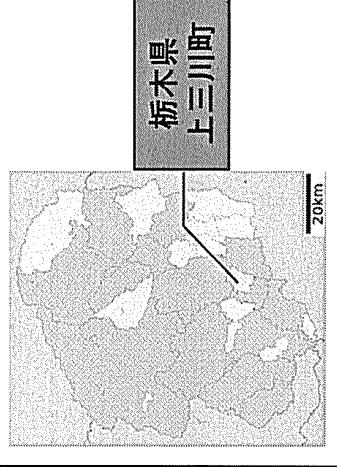
- 地域公共交通を確保維持する取り組みとして、町内に終点がある路線バスを「地域間幹線系統」として、これに接続させる形で事前予約型・区間運行のデマンド交通を運行している。
- 乗合バス路線の維持確保を図るため、国や県と協調し補助金を交付している。
- 新たな路線バスとして、本町から下野市、壬生町を東西に横断する「ゆうがおバス」の実証運行を行っている。

## デマンド交通かみたん号の運行

実証運行期間：平成25年3月1日～平成28年3月31日  
本格運行：平成28年4月1日～  
運行本数：10便／日

### 【デマンド交通「かみたん号】←補助事業

事業者名：関東交通株式会社  
運行区域：上三川町全域及び指定町外9施設  
運行日：月曜～金曜(日曜、土曜、祝日、年末年始運休)  
運行時間帯：8時00分～18時00分  
運行車両：3台  
運賃：大人(中学生以上)：町内300円、町外450円  
小学生：一律150円 未就学児：無料



面 積	54. 39km <sup>2</sup>
人口 (R2.1.1時点)	31, 246人
15歳未満	4, 184人
65歳以上	7, 217人
高齢化率	23. 1%
世帯 数	11, 961世帯

会議開催日	主な議題
平成30年8月30日	第1回(5月29日) ・第2回(1月29日) ○協議会の開催状況 2回開催 ○デマンド交通利用状況 ○保維持計画等 ・事業評価について等

会議開催日	主な議題
平成30年8月30日	第1回(5月29日) ・第2回(1月29日) ○協議会の開催状況 2回開催 ○デマンド交通利用状況 ○保維持計画等 ・事業評価について等

## 前回の事業評価結果の反映状況

- 新規利用者の獲得について、アンケート結果等から「利用方法の理解や登録から利用までの流れの理解がハーダルとなっており、周知をすすめることが効果的ではないか」と検証し、デマンド交通「かみたん号」を紹介する動画を作成した。予約から乗車、支払い、降車までの一連の流れを映像により疑似体験することとで、初めての登録利用に至るまでの抵抗感を軽減し、利用の促進を図った。
- 午後5時便の試行運行を開始し、子どもとの壁通りの移動手段としてターゲットを明確にし、利用の促進を図った。

## アピールポイント

デマンド交通「かみたん号」を紹介する動画を作成した。予約から乗車、支払い、降車までの一連の流れを映像により疑似体験することとで、初めての登録利用に至るまでの抵抗感を軽減し、利用の促進を図った。

ホームページや広報のほかに、QRコードを印刷したウェブティッシュを作成し、地域のイベントで配布等している。

<https://www.youtube.com/watch?v=MObV3cPypc&feature=youtu.be>

## 定量的な目標・効果

### 【評価指標・目標値】

・1日あたり75人分の移動手段を確保する。

### 【当該指標・目標値を設定した理由】

・高齢者等の移動手段の確保や、町内の地域間での公共交通サービスの平準化による公共交通空白地の解消を図るために導入したデマンド交通「かみたん号」の利用者数を指標とするにより、生活の足として利用しやすい公共交通の構築の指標として把握ができるため。

### 【効果】

利用者の増加と運賃収入の増加をもつて“安全・安心”に往来できる公共交通ネットワークの持続可能性を高める。

## 今後の改善点

・5時便の試行運転開始が6月、PR動画の公表が8月であり、効果の発現が今回の評価では十分みられてはいないので、今後の効果の現れに注視する。

・よりたくさんの方の乗合いを発生させ効率よく運行するために、「寄り道をしながら目的地へ送り届ける交通機関である」とことを改めてPRする。

・午前の時間帯が混雑し予約のお断りが発生している反面、午後の利用が少なく運行効率が悪くなっているため、午後の利用に誘導でくるような啓発を行う。

・デマンド交通紹介動画を用いコミュニケーションのイベント等の機会を用い各地域において出張相談・申請窓口を周知、啓発、利用実証運行を行っているゆうがおバスやその他路線バス、近隣市町のデマンド交通等との乗継ぎや相互利用の利便性の向上を図る。

## 目標・効果の達成状況

### 【指標】 実績：63、8人／日

### 【目標を達成できなかつた要因(分析)】

・昨年58、3人／日から5、5人／日の増加がみられた。

・午前8時便のうち1台運行時刻を遅らせることで午後5時便の試行運転を開始したり、紹介動画、かみたんメール、出張相談申請窓口等の広報啓発に取り組んだりしたことなどが一定の効果をもたらした。

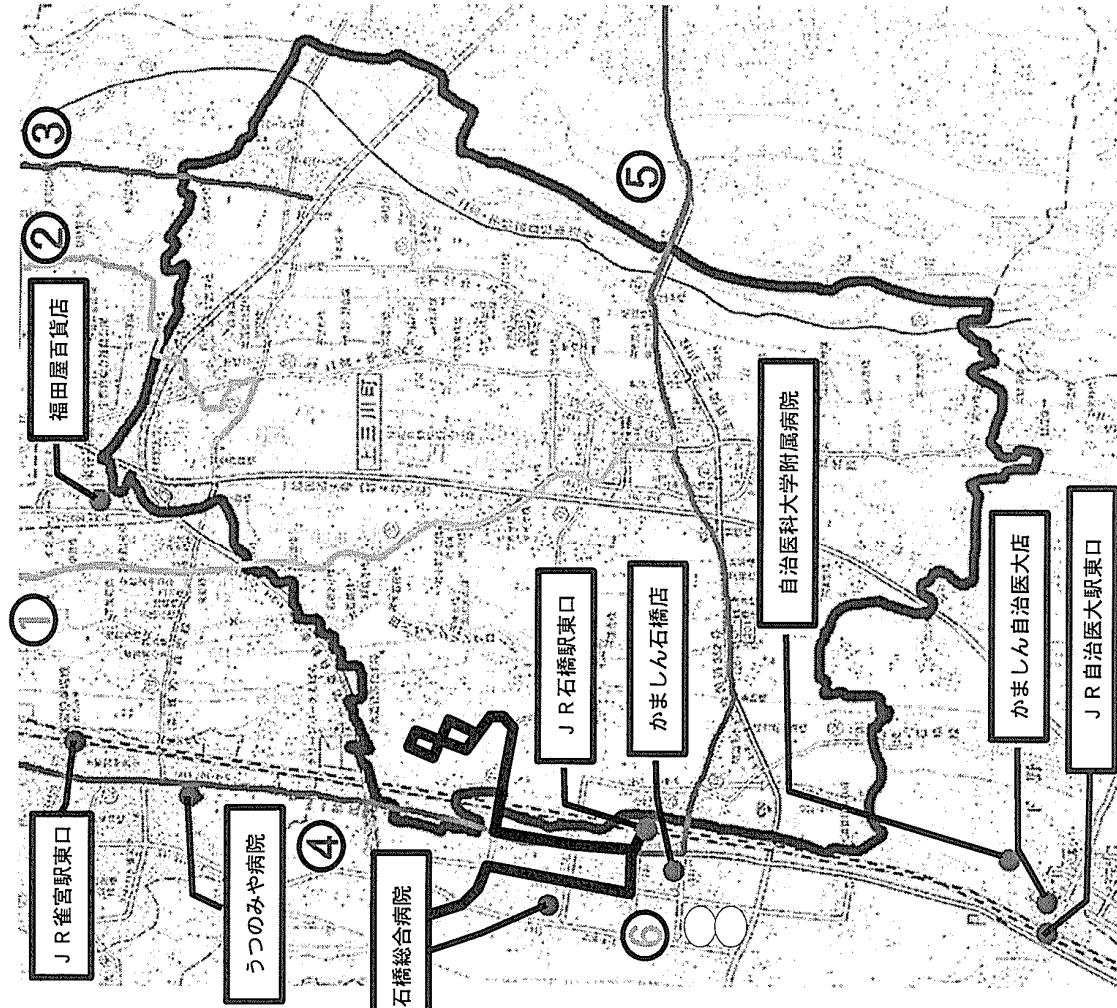
しかし、目標の75人／日には至らなかった。

### 【効果】

利用者14,234人（平成30年度）→15,369人（令和元年度）

網計画 中間目標（2021） 15,200人

## 上三川町デマンド交通運行区域



### 【凡例】

- 行政区域境（区域内を運行）
- 系統（国庫補助対象路線）
  - ① 関東自動車（駒生営業所～上三川車庫）
  - ② 関東自動車（駒生営業所～本郷台西干）
  - ③ 関東自動車（駒生営業所～東汗）
  - ④ 関東自動車（JR宇都宮駅～JR石橋駅）
  - ⑤ 関東自動車（JR石橋駅～真岡車庫）

### 区間運行場所（×9）

- うつのみや病院
- 石橋総合病院
- 自治医科大学附属病院
- 福田屋百貨店（FKDインターパーク店）
- スーパー・マーケットかましん石橋店
- スーパー・マーケットかましん自治医大店
- JR雀宮駅東口
- JR石橋駅東口
- JR自治医大駅東口

- ⑥ 1市2町広域連携ゆうがおバス

### 【利用実績】

平成30年10月	1,413人	4月	1,337人
11月	1,386人	令和元年5月	1,081人
12月	1,298人	6月	1,308人
平成31年1月	1,152人	7月	1,447人
2月	1,202人	8月	1,212人
3月	1,211人	9月	1,322人
		合計	15,369人

# 栃木県資料

※ゆうがおバスの追記、日付の修正をしてあります。



資料 2-1

## 公共交通副読本バスの子ども無料券の対象拡大について（案）

### 1 概要

県では、公共交通の利活用促進の一環として県内小学2年生を対象に、公共交通副読本を配布しており、当該副読本にバスの子ども無料券を2枚添付している。

現在、無料券の対象は小学2年生のみ、かつ引率の大人1人につき子ども1人まで有効であるが、下記のとおり無料券の対象を拡大することで、公共交通による移動需要の掘り起こしを図る。

### 2 無料券1枚あたりの取扱について（現行と改正案の比較）

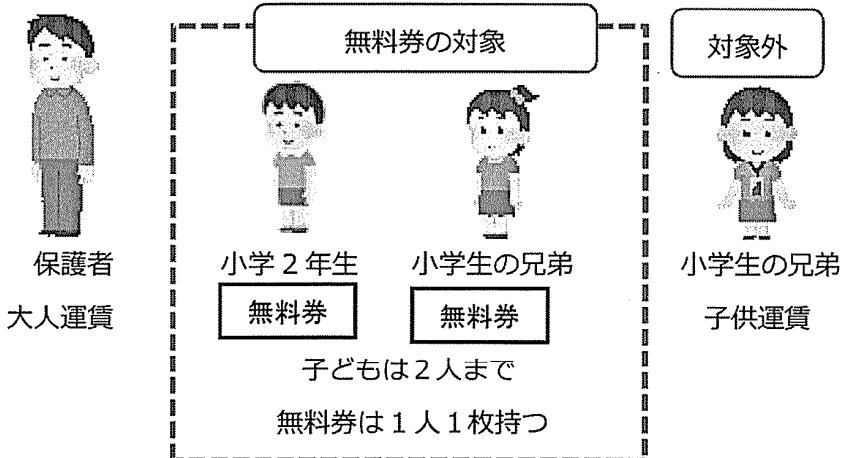
無料券の対象を「配布年度の小学1～6年生」とし、かつ引率の大人1人あたりの子どもの人数を2人へ拡大（無料券は1人1枚持参）することで、無料券の使い勝手を改善し、バスを利用した家族等の外出への活用を促進することで、子どもたちが公共交通に触れる機会を増やし、将来の利用につなげていく。

	現行	改正案
対象年齢	配布した年度の小学2年生のみ	配布した年度の小学1～6年生
引率1人あたりの対象人数	大人1人につき子ども1人まで ※子どもが複数いる場合は同数の大人の引率が必要	大人1人につき子ども2人まで ※子ども3人目以降は子ども運賃が必要

※発行部数（21,000部）、配布対象（県内小学2年生）、及び無料券の対象期間

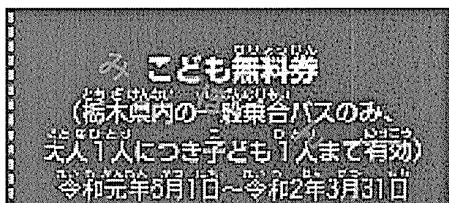
（配布した年度内のみ有効）は変更なし

### 3 改正後利用イメージ 大人1人、子ども3人の家族の場合

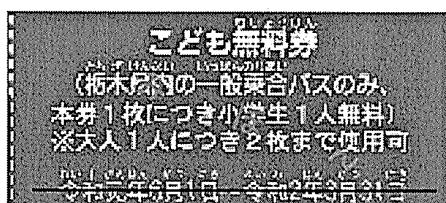


### 4 無料券の変更イメージ

▽変更前（現行）



▽変更後



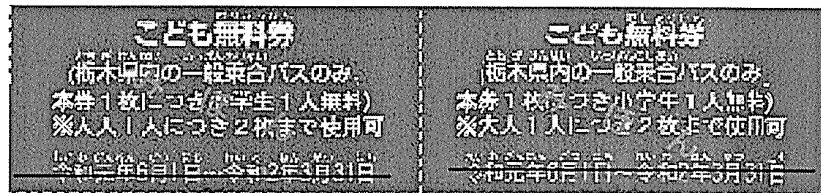
令和2年6月1日～令和3年3月31日

## 公共交通副読本 事前意見照会に関する事務局意見

番号	委員からの意見	事務局意見
1	対象を拡大するだけではなく、「バスの乗り方教室」等を合わせて提供するなどの工夫が必要である。	副読本の利用方法については、生活科の授業での利用を前提としているが、様々な学校行事でも活用していただくよう呼びかけていきたい。
2	「大人一人につき子ども複数利用可能」の表現だと、券一枚で子供が複数人無料と誤解を招くので、改めた方がよい。(対象を拡大することには賛成)	無料券1枚あたり子ども1人無料と表記するなど、誤解のないように対応したい。
3	発行部数及び配布対象（学年）の拡大の検討はされたのか。	小学2年生の生活科の授業で副読本を利用することを想定しているため、配布学年の拡大は予定していない。 作成部数についても、小学2年生の人数プラス関係機関への配布分としていることから、これ以上増やす予定はない。
4	無料券の対象拡大にあたり、学校側（利用者）からの意見収集はされたのか。	副読本にアンケートを同封して教員からご意見をいただいている。
5	学校行事で無料券を活用し乗車する場合、先生一人に対しクラスの児童全員が一度に利用することなども想定され、他の乗客の利用の妨げになる恐れがある。 また、多くの無料利用者が増えた場合、事業者側の費用負担も増加することから、利用する子どもの家族に限るなど、条件をつけたうえでの改正を提案する。	
6	校外学習等の学校行事は除外するなどの制限は設けてもらいたい。	
7	利用人数については「大人1人につき無料券を持った小学生2人まで（適用範囲は家族に限定）」というような上限を設定していただきたい。	大人1人につき無料券の対象は子ども2人までとすることで、バス事業者や市町の過度な負担とならないようにしたい。
8	改正案では大人1人につき子供複数利用できるとあるため、大人1人で子供50人も乗車可能となり、他の旅客が利用できなくなる。従い、学校行事での利用ではなく、家族単位（兄弟等利用可能）で利用可とする等の条件を付して承認すべきと思料。	
9	無料券1枚あたりの取り扱いについて（現行と改正案の比較）の説明で「利用可能な人数制限をなくす」との記載があるが、表には「子ども複数利用可能」と記載されており、この『複数』には上限があるのか？	
10	趣旨の実効性を鑑みても大人も無料にするよう提言する。	バス事業者や市町のご協力で子ども無料券を導入していることから、大人まで対象を拡大することは困難である。

# 公共交通にのって出かけてみよう

この本を読んで、のってみたいと思ったバスはあったかな？みんなのまちにはどんなバスが走っているかな？おうちの人とのってみてね。



※使うときにこのページから切り離してね。  
令和2年6月1日～令和3年3月31日 令和2年6月1日～令和3年3月31日

## バスのこども無料券

おうちの人と一緒にのるときにつかってね。

### 〔利用できるバス路線〕

#### ○バス事業者の路線

関東自動車、JRバス関東、東武バス日光、日光交通、しおや交通、足利中央観光バス

#### ○市町による路線

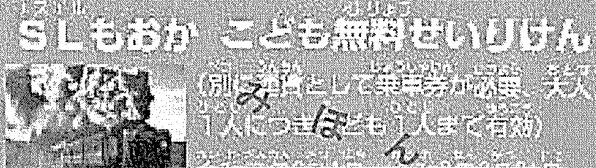
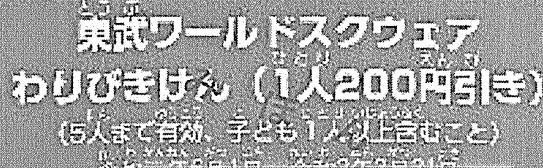
##### 【路線バス】

宇都宮市（上河内地域路線バス）、足利市（あしバスアッシー）、栃木市（ふれあいバス）、佐野市（さーのって号）、鹿沼市（リーバス）、日光市（市営バス）、小山市（おーバス、広域公営バス渡良瀬ライン）、真岡市（いちごバス）、大田原市（市営バス）、矢板市（市営バス）、那須塩原市（ゆーバス）、那須烏山市（市営バス）、那須町（町営バス）、那珂川町（コミュニティバス）、塩谷町（東武新高徳駅～JR矢板駅線）  
1市2町広域連携ゆうがおバス（下野市、上三川町、壬生町）

##### 【デマンドバス（デマンドタクシー）】

※利用には事前登録・予約が必要となる場合がありますので、各市町にお問合せください。  
栃木市（蔵タク）、佐野市（さーのって号）、鹿沼市（予約バス）、日光市（デマンドバス）、小山市（デマンドバス）、真岡市（いちごタクシー）、大田原市（らくらく与一号）、さくら市（うのはな号、コント号）、那須塩原市（ゆータク）、下野市（おでかけ号）、那須烏山市（デマンドタクシー）、上三川町（かみたん号）、益子町（ひまわり号）、市貝町（サシバふれあい号）、芳賀町（ひばり）、茂木町（めぐるくん）、壬生町（みぶまる）、野木町（キラ輪号）、高根沢町（たんたん号）、那須町（デマンド型乗合交通）、那珂川町（なかちゃん号）

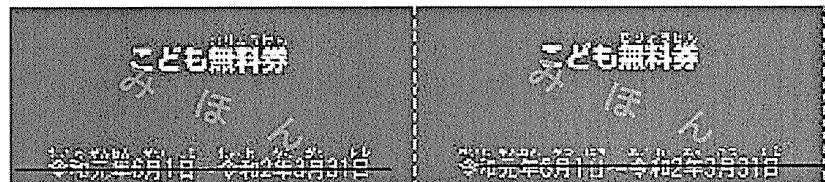
## そのほかのサービス券



令和2年6月1日～令和3年3月31日

令和2年6月1日～令和3年3月31日

## くわしい使い方はこのページに書いてあるよ。 大人の人に読んでもらってね。

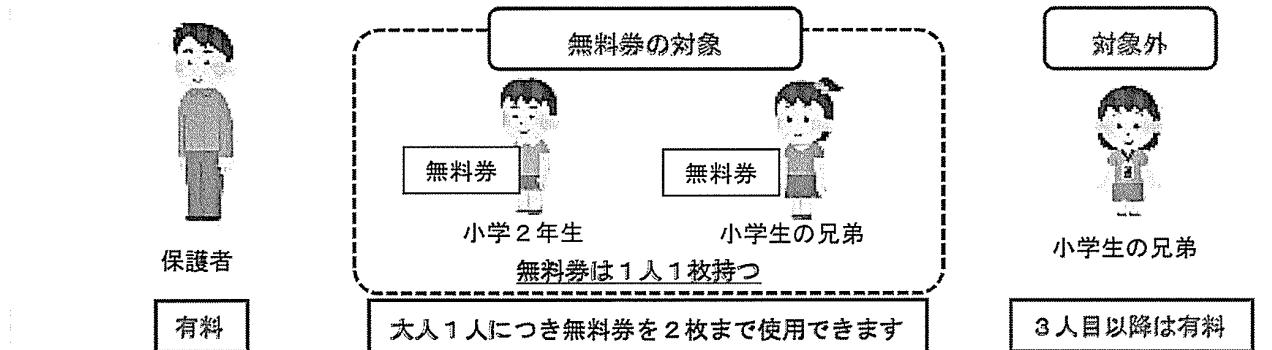


令和2年6月1日～令和3年3月31日 令和2年6月1日～令和3年3月31日

### [使い方]

- ・県内の一般乗り合いバス（高速バス・定期観光バスは除く）のみに有効とし、利用する距離の長さは自由です。
- ・1枚で1回限り利用できます。
- ・有効期間は、令和元年6月1日～令和2年3月31日です。 令和2年6月1日～令和3年3月31日
- ・無料券は、子どものみ有効とし、家族と一緒に場合に限って使用できます。
- ・無料券1枚につき子ども1人が無料になります。1回の乗車で使用できる無料券は、大人1人につき2枚までです。

○例：大人1人、小学生3人の家族で乗車する場合



### [使い方]

- ・真岡鐵道が運行するS-Lに乗るときに1回だけ利用できます。
- ・S-Lに乗車するには、乗車券と整理券（大人500円、子ども250円）が必要ですが、子ども用の移転券が無料になります。
- ・大人と一緒に場合に限って使用できます。（大人1人につき、子ども1人まで有効。）
- ・有効期間は、令和元年6月1日～令和2年3月31日です。

\*使うときにこのページから切りはなしてね

### [使い方]

- ・日光市鬼怒川にある東武ワールドスクウェアの窓口でのみ、1回だけ利用できます。
- ・当日券（大人2,800円、子ども1,400円）から1人200円の割引が可能です。
- ・5人まで利用が可能。ただし、子ども1人以上を含むこととします。
- ・他の割引券との複数割引はできません。
- ・夜間営業などの特別イベント時は利用できません。
- ・有効期間は、令和元年6月1日～令和2年3月31日です。 \*使うときにこのページから切りはなしてね

S-Lもおか こども無料券いりけん

み  
ほ  
ん

令和元年6月1日～令和2年3月31日

令和2年6月1日～令和3年3月31日

東武ワールドスクウェア

み  
ほ  
ん

令和元年6月1日～令和2年3月31日

令和2年6月1日～令和3年3月31日

R元(2019).12.26 集計

令和元(2019)年度 公共交通副読本のアンケート結果 まとめ

副読本の配布対象：令和元(2019)年度の県内の小学校2年生

各小学校の担当教員を対象に、アンケートを実施（・回答数：80/378校・回答率：21%）

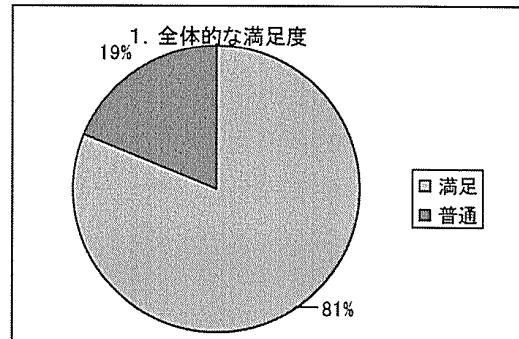
## 問1. 内容について（1：満足 2：普通 3：不満）

分かりやすさ 1：66人 2：13人 3：0人

使いやすさ 1：56人 2：23人 3：0人

親しみやすさ 1：62人 2：17人 3：0人

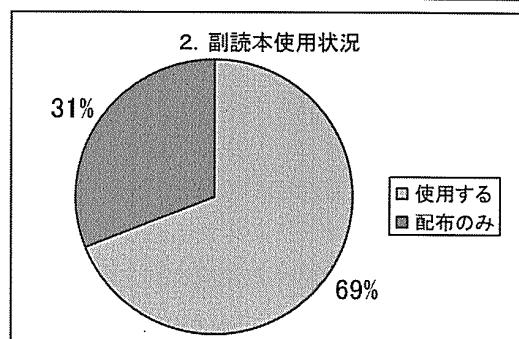
全体的な構成 1：64人 2：15人 3：0人



## 問2. 授業での副読本使用状況

使用する 55校

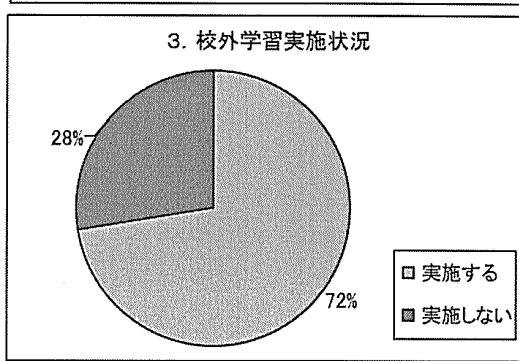
配布のみ 25校



## 問3. 校外学習実施状況

実施する（した） 58校

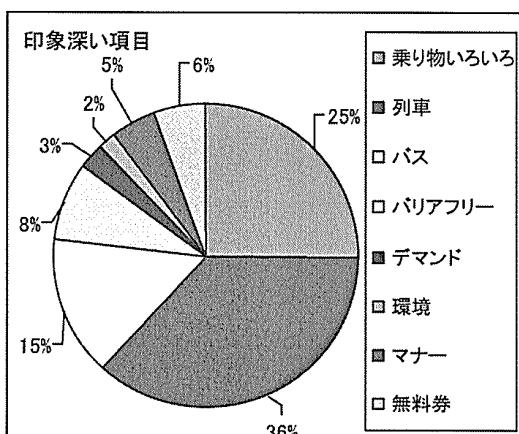
実施しない 22校



## 問5. 印象深い項目は？（複数回答）

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ① 県内を走る乗り物いろいろ     | 27人 |
| ② 列車の乗り方等のページ      | 39人 |
| ③ バスの乗り方等のページ      | 16人 |
| ④ バリアフリーのページ       | 9人  |
| ⑤ デマンド交通のページ       | 3人  |
| ⑥ 環境のページ           | 2人  |
| ⑦ まめちしきやマナーのページ    |     |
| （優先席の解説や携帯電話の使用など） | 5人  |
| ⑧ 無料券              | 6人  |
| ⑨ 県内公共交通マップ        | 0人  |

※①～⑨は副読本の項目を大きく9つに分類したもの。



#### 問6. 副読本への意見

##### ○良かった点

- ・様々な種類のバスが県内を走っていることに興味を示していた。見たことがあるバスやないバスを聞いたり、友達に紹介したりしていた。
- ・「県内を走るのりものいろいろ」に興味を持っており、乗ったことがある、かっこいいなどの声が聞かれた。県内ののりものを知ることで、のりものに対する興味がわいたのではないかと思った。
- ・電車やバスの写真、イラスト等が多く使われており、楽しく読むことができた。
- ・電車の切符の買い方がとてもよくわかった様子だった。実際に利用するので真剣に聞いていた。
- ・実際の写真が使われていたことで、イメージがしやすく、校外学習にスムーズにつなげることができ、大変ありがたかった。
- ・マナーの吹き出し部分を一生懸命読み、守ろうとする児童が多かった。
- ・デマンドバス・デマンドタクシーの名前に興味を持っていた。
- ・裏表紙のおさらいクイズに興味を持っていた。
- ・バスの無料券について、児童から「おうちの人と一緒に利用してみたい」との声が多く聞かれた。

##### ○改善して欲しい点

- ・さらに写真を大きくして、伝えたいことを精選してほしい。
- ・マナーについて少し大きめに書いてほしい。
- ・バスの路線図や目的地への行き方について記載があるとさらによい。
- ・説明の字の大きさをもう少し大きくしてほしい。
- ・写真に対応する説明文がどれなのかわかりにくいページがあり、児童に説明しにくかった。
- ・ICカードの使い方を詳しく説明してほしい。
- ・バリアフリーや駅にあるトイレやオストメイト等の記号・点字を詳しく取り上げてほしい。
- ・券売機から切符が出てくるところがわかるイラストを載せてほしい。
- ・デマンド交通や環境のページは、2年生の児童には内容が少し難しいのではないか。
- ・時刻表の見方は少し難しかった。実際に乗降してみないとわかりにくい。

#### 問7. その他意見

- ・LRTの開業も予定されており、公共交通機関は今後さらに身近で便利なものになっていく。子どもたちも公共交通機関の利用の仕方を知り、利用できるようになるといいと思う。
- ・学校の近くに駅がないことと、バスもほとんど通っていないため、学校の授業で利用できなことがとても残念。
- ・公共交通をあまり利用したことがない児童が多いので、乗り方などを知るきっかけとなった。
- ・公共のマナーを学習するためにも、今後も公共交通機関には運行を続けてほしい。



## かみたん号 17 時便（午後 5 時便）試行運行の状況について

### 1. 趣旨

令和元（2019）年6月から利用促進策の一つとして、17時便（午後5時便）を運行している。6月から12月までの実績が取りまとめたので、報告する。

### 2. 運行実態

従来3台の車両で8時便から16時便（午後4時便）まで運行していたが、8時便の車両1台の発車時刻を1時間遅らせることで、17時便（午後5時便）を増便し、車両1台にて運行している。

### 3. 試行運行の実績（別紙資料参照）

- 17時便（午後5時便）に相当の利用が認められ、全体においても利用者の増加が認められた。
- 交通弱者である10代の子ども等が塾通い等で公共交通を利用するなどを促進できている。

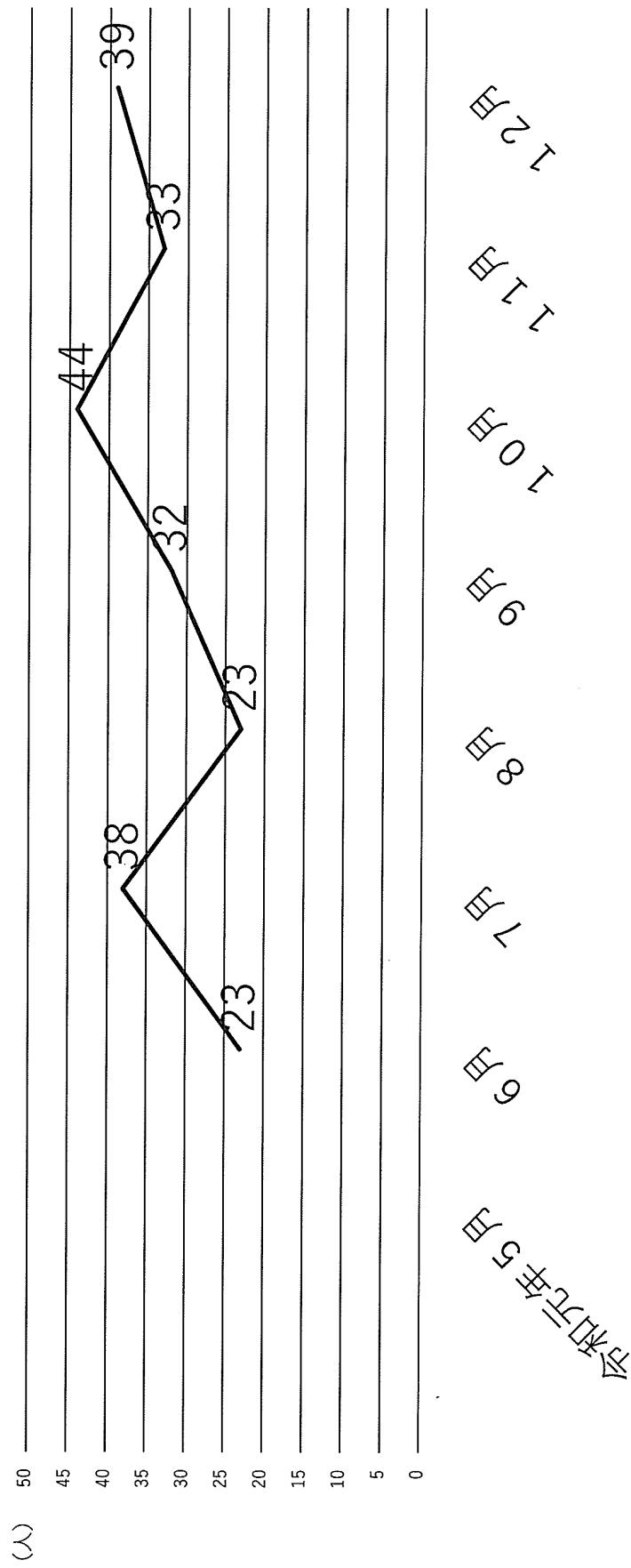
### 4. 課題

お断り件数が9月から増加しており、午前中の利用を午後の利用に誘導する等、お断り件数を改善する何らかの取組みを必要とする。

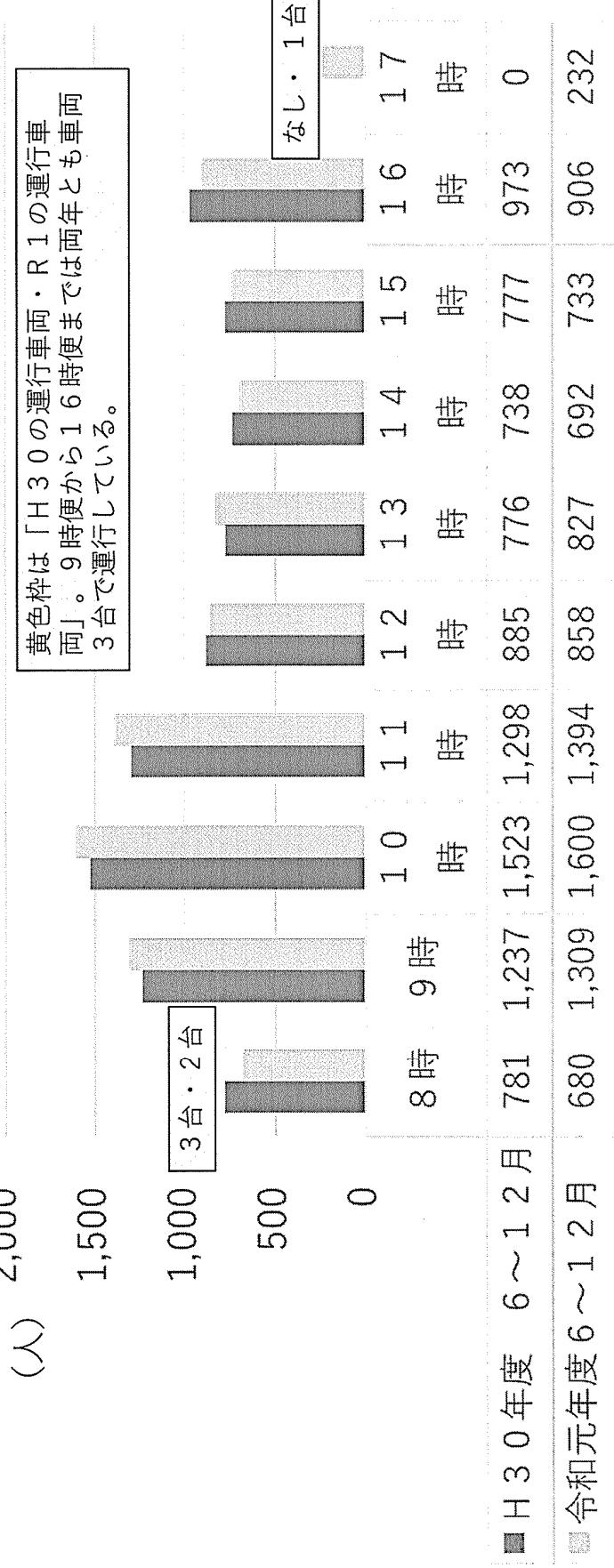
### 5. 現時点でのまとめ

全体的には17時便の運行は好影響を与えていると認められるので、現状試行運行を続け効果を注視していくこととする。

17時便利用者数の推移  
月ごとにばらつきはあるが平均33人程度で推移している。



便ごとの影響（6月～12月について昨年度と比較）  
 8時便の減少と、9時便、10時便及び11時便の増加がみられた。17時便実施のために、8時便の車両3台のうち車両1台を間引いたことが影響していると考えられる。  
 午後は14時便、15時便、16時便があり、それ以上に17時便の利用者が生まれている。  
 全体としては243人（34.7人／月）増加した。



17時便利用者の構造  
10代の利用者が半数以上に上り、自宅等から塾やその他の習い事に通うために  
使用されている例が多い。

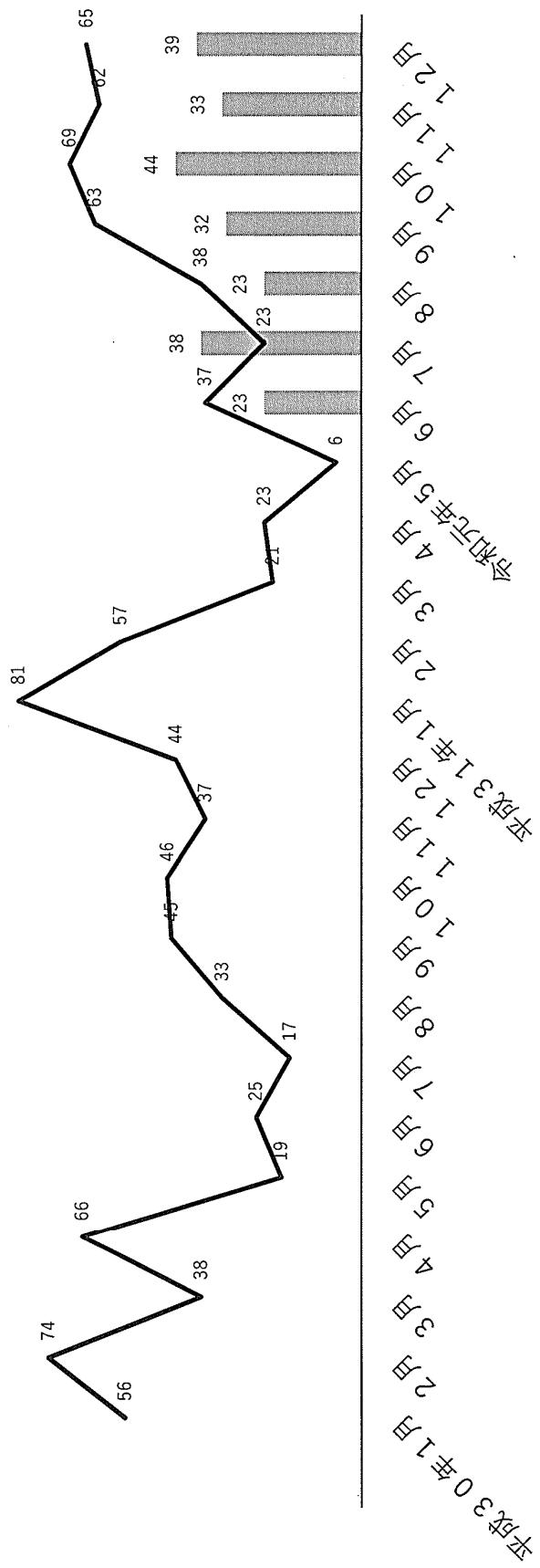
年齢	人数	割合	出発地		目的地		人数	割合
			自宅	病院	駅	店舗		
0～9歳	15人	6%	129人	24人	21人	19人	13人	6%
10代	116人	50%					12人	5%
20代	3人	1%						
30代	1人	0%						
40代	37人	16%						
50代	7人	3%						
60代	7人	3%						
70代	29人	13%						
80代	17人	7%						
計	232人	100%					232人	100%

※令和元年 6月～12月の利用者
※割合は端数処理の関係で合計が100%にならないこともあります。

17時便利用者数とお断り回数の比較  
9月からお断り件数が増加し、8か月ぶりに60人を超すお断りが発生した  
だしている。17時便の試行が開始された6月から8月までは明らかではない。  
お断り回数は見られたん号の利便性・信頼性に大きな悪影響を与えるので対応  
が必要となる。

■17時便利用者数 — お断り回数（回）





## 1市2町広域連携ゆうがおバス実証運行の状況について

### 1. 趣旨

10月から下野市、上三川町及び壬生町で実証運行をしているバス路線であるゆうがおバスについて、10月から12月までの3か月間の実績がとりまとめたので、報告する。

### 2. 運行実態

JR石橋駅～獨協線とゆうきが丘循環線の二つの路線を一体として運行した

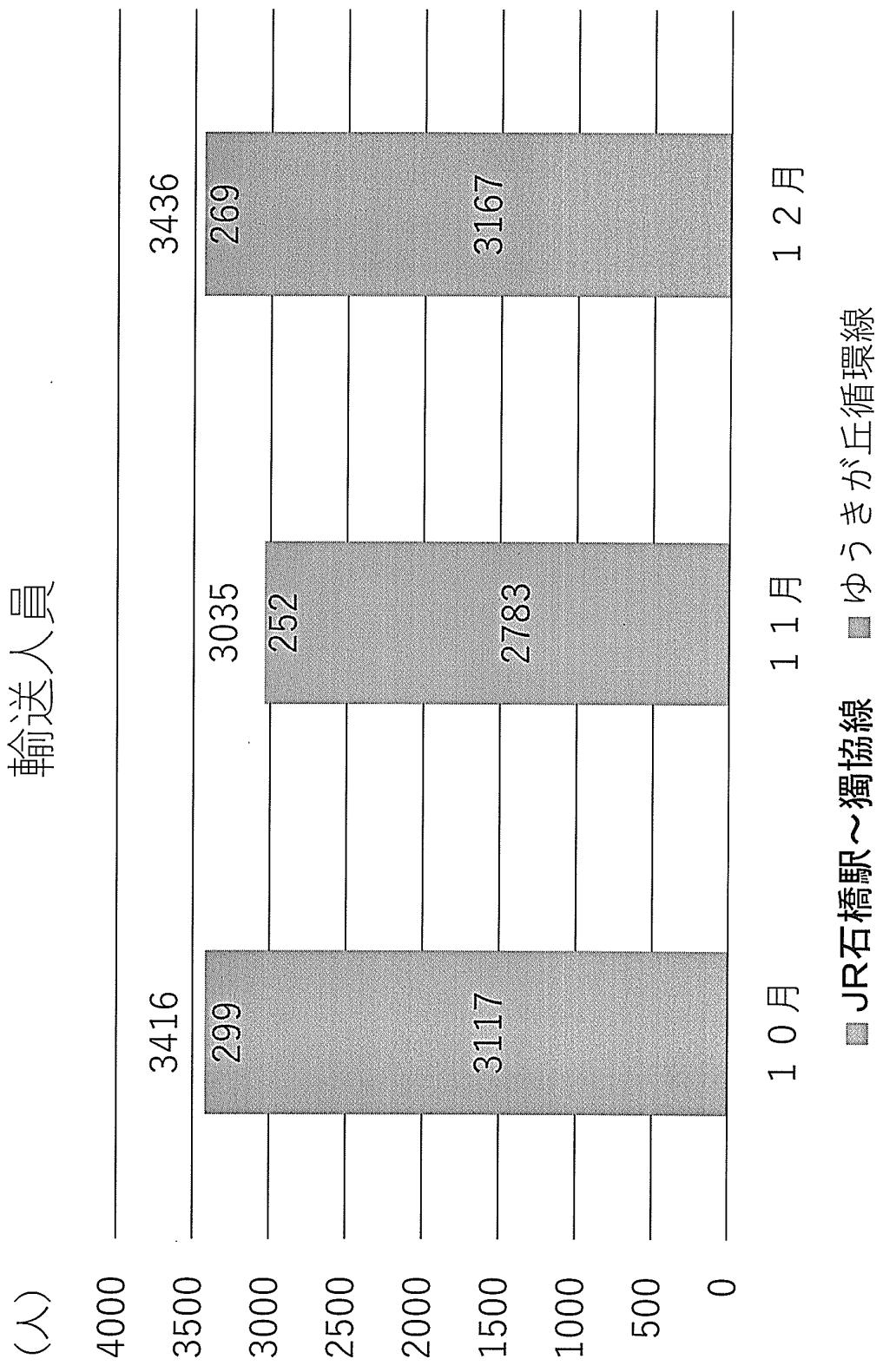
- ゆうきが丘循環線 平日：8循環 日曜日、土曜日及び祝日：5循環
- JR石橋駅～獨協線 平日：9往復 日曜日、土曜日及び祝日：4往復

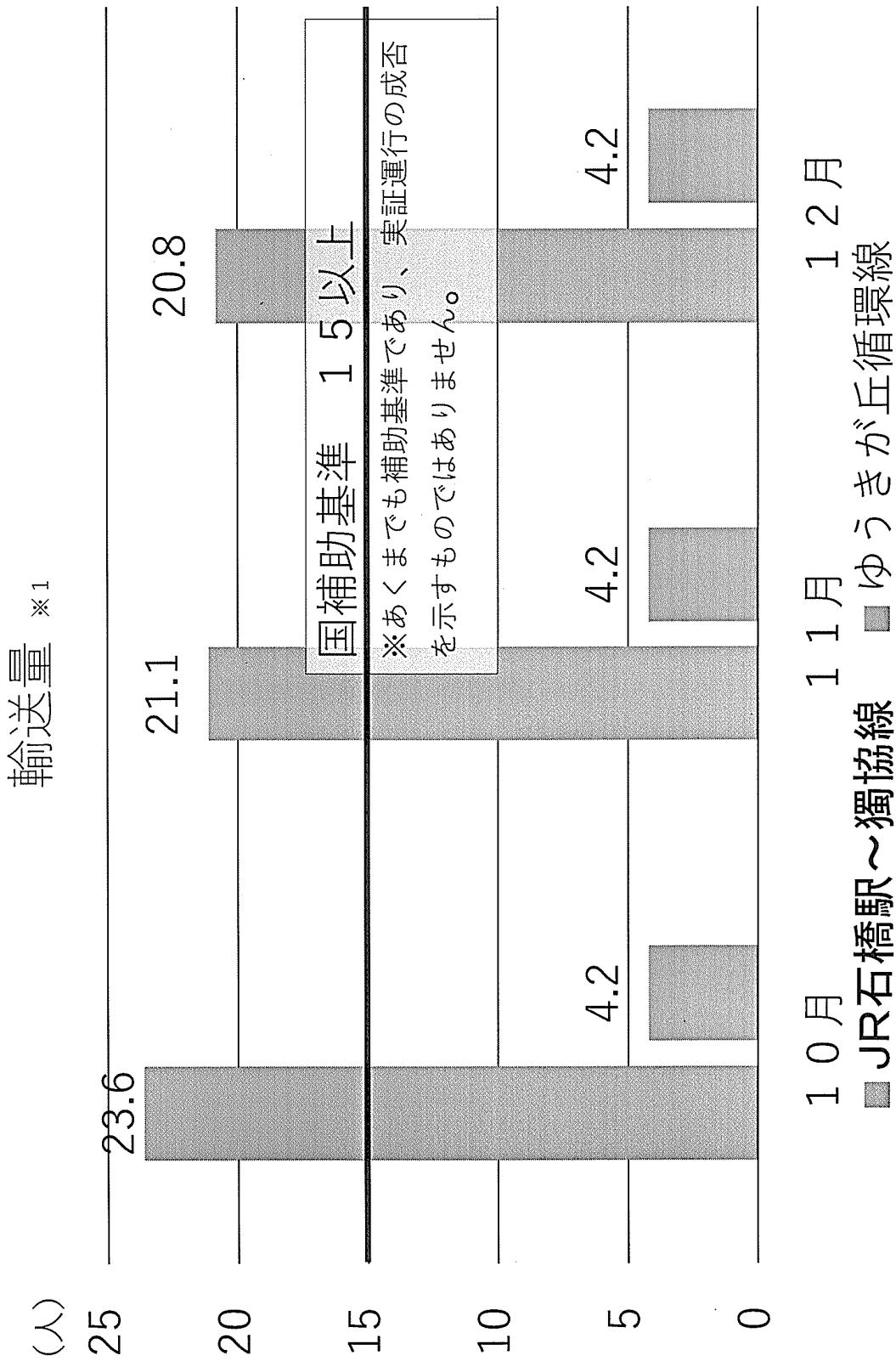
### 3. 利用実績

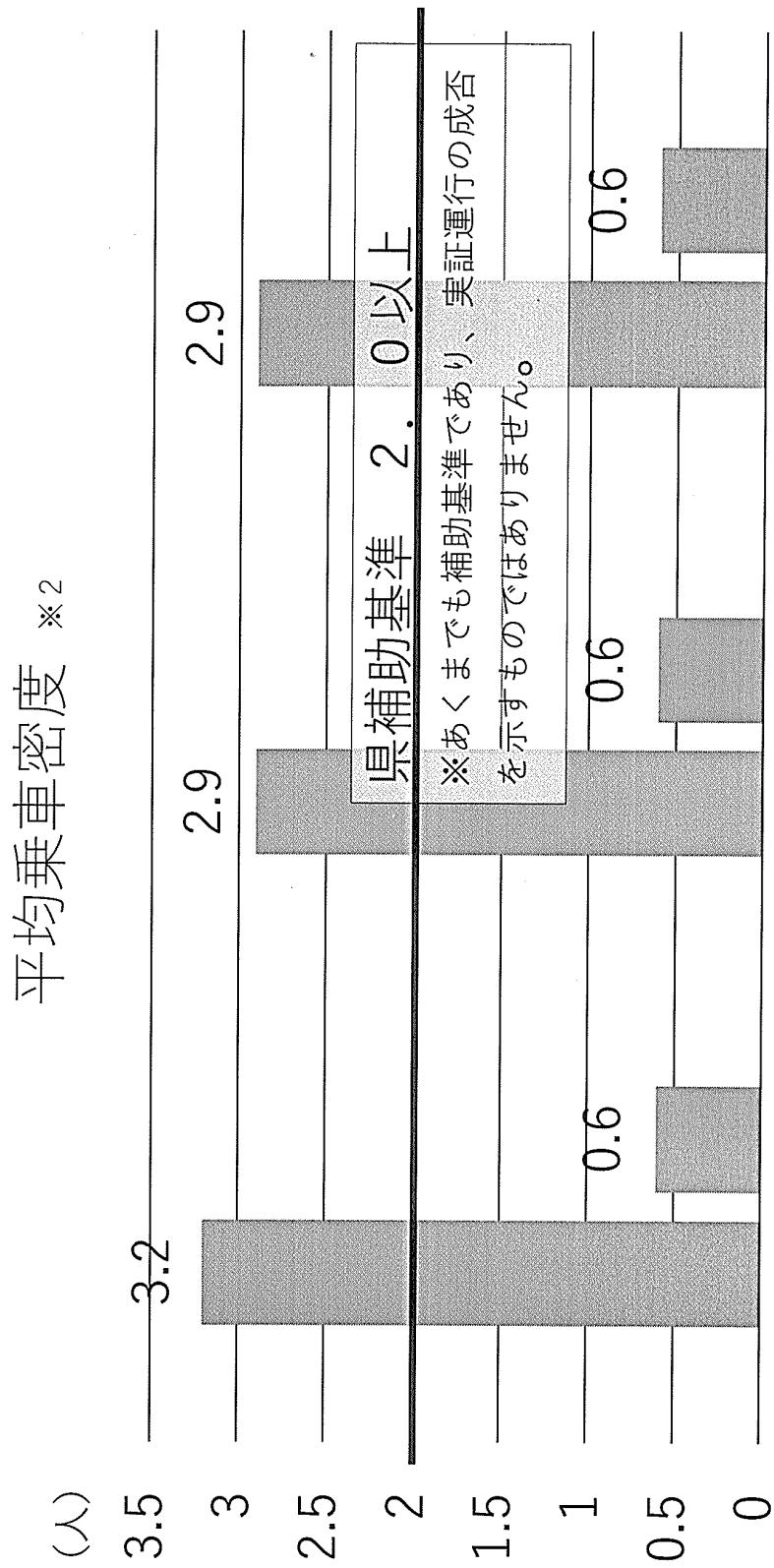
相当数の利用がみられている。一方ゆうきが丘循環線はJR石橋駅～獨協線に比べ利用数が著しく少ない。(別紙グラフ参照)

### 4. 現時点でのまとめ

利用者数増に向けたさらなる取組みを要する。







12月

11月

10月

### ■JR石橋駅～獨協線 ■ゆうきが丘循環線

※1輸送量とは、平均乗車密度に運行回数を乗じた数値。

※2平均乗車密度とは、バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値であり、運送収入、走行距離、平均賃率等から算出する。



## かみたん号割引券発行制度の導入について

### 1. 趣旨

町内に店舗を持つ事業者から、かみたん号の利用者が負担する運賃について減額で  
きる割引券を発行したい旨の打診があった。町の公共交通ネットワークを促進する観  
点からも好ましい取組みであるため、1事業者のみならず広く応募できる形で制度化  
し、参入を募る。

### 2. 制度の内容

発行の条件は事業者が定め、発行も事業者が行う。

割引券により減額された運賃は、町が集計し事業者が負担する。

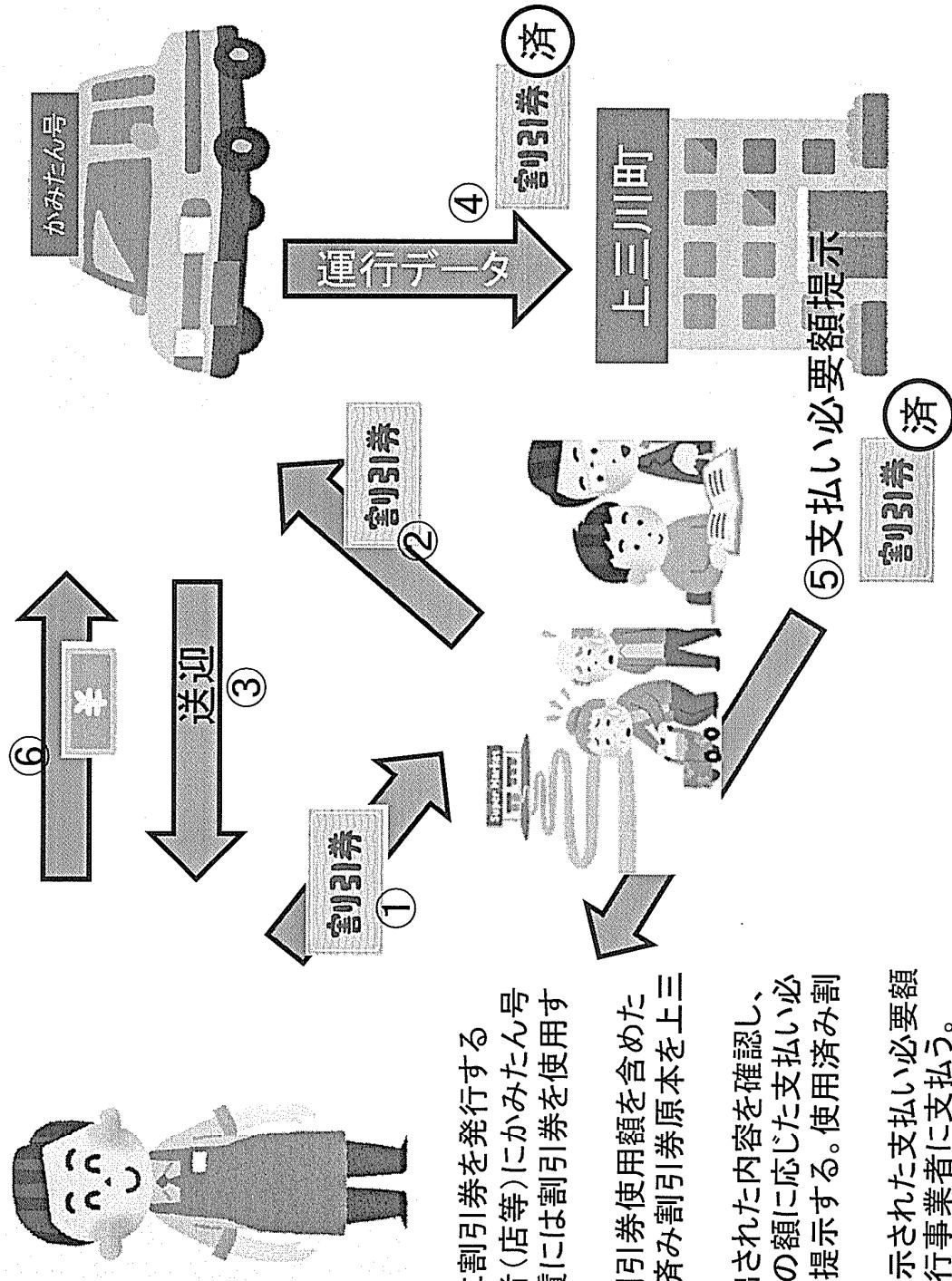
割引券は、「〇〇店往復のみ利用可能」等、行先等を定めることができる。

具体的な実施のイメージは別紙のとおり

### 3. 実施のスケジュール

ホームページ等で参入を募り、準備が整い次第実施する。

# 割引券実施のイメージ



①事業者が町民に割引券を発行する  
②③町民が事業者(店等)にかみたん号を用い出向く。運賃には割引券を使用する。

④かみたん号は割引券使用額を含めた運行データと使用済み割引券原本を上三川町に提出する。

⑤上三川町は提出された内容を確認し、使用された割引券の額に応じた支払い必要額を各事業者に提示する。使用済み割引券も返却する。

⑥事業者は町から示された支払い必要額をかみたん号の運行事業者に支払う。